

相模原市農業委員会第27回会議議事録

開 会 日 時 令和6年5月31日 午後1時37分

閉 会 日 時 令和6年5月31日 午後3時04分

開 催 場 所 市民会館3階 第1大会議室

出 席 委 員 (印)

	青 木 齊		志 村 佳 男		八 木 拓 美
	齋 藤 憲 一		阿 部 健		菱 山 喜 章
	加 藤 正 博		高 橋 三 行		藤 村 達 人
	渋谷 久 夫	11	齋 藤 孝 之	18	天 野 明
5	齊 藤 嘉 之		山 口 幸 男		加 藤 通 一
	大 塚 優 子		大 谷 健 一		
	小 林 康 史		西 東 邦 雄		

出席委員 16名

欠席委員 3名(5番齊藤嘉之委員、11番齋藤孝之委員、18番天野明委員)

傍聴人 0名

事 務 局 前田康行 伊藤和彦 濱端雄高 武信秀直

議事録署名人 議 長

議席17番

議席16番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2	議案第 8 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
3	議案第 9 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
4	議案第 10 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
5	議案第 11 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
6	議案第 12 号	農用地利用集積計画の決定について
7	議案第 13 号	農用地利用集積計画の決定について
8	議案第 14 号	令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について
9	議案第 15 号	農地利用最適化推進委員の辞任について
10	報告第 6 号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
11	報告第 7 号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
12	報告第 8 号	特定農地貸付け承認をした市民農園の一部変更について
13	報告第 9 号	特定農地貸付け承認をした市民農園の廃止について
14	報告第 10 号	非農地証明書の発行について
15	報告第 11 号	地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
16	報告第 12 号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
17	報告第 13 号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

議長（阿部会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第27回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は16名で、定足数に達しております。

本日、5番斉藤嘉之委員、11番齋藤孝之委員、18番天野明委員より欠席の旨通告がありますので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、16番菱山喜章委員、17番藤村達人委員を御指名いたします。

本日の会議の傍聴は出ておりません。このまま進めていきます。

日程1 会務報告

議長（阿部会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」をいたします。

前田事務局長に報告いたさせます。

事務局（前田事務局長兼次長）

それでは、令和6年4月30日から令和6年5月30日までの主な会務につきまして、報告させていただきます。

資料を御覧いただきまして、まず、1の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

5月15日、農業会議理事会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、総会付議事項等の承認についてでございます。

同日、常設審議委員会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは報告7件となっております。

続きまして、市関係でございます。

4月30日、農業委員会第26回総会を行いまして、農業委員16名に出席いただきました。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

5月10日、第228回相模原市都市計画審議会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、相模原市都市計画駐車場（5号相模大野自動車駐車場）の変更、（内容としては、廃止ということです。）についてほかでございます。

5月13日、農地利用最適化推進委員本庁地区個別報告会を行いまして、農地利用最適化推進委員9名が出席しております。翌14日には、津久井地区個別報告会を行いまして、農地利用最適化推進委員10名が出席しております。内容につきましては、いずれもタブレットの操作方法についてほかでございます。

5月20日、相模原市鳥獣等被害対策協議会が開催されまして、農業委員3名、農地利用最適化推進委員2名が出席しております。内容につきましては、相模原市鳥獣被害防止計画第3期（案）についてほかでございます。

5月22日、役員会を行いまして、阿部会長と菱山副会長が出席しております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

裏面を御覧ください。

2のその他でございます。

初めに、県関係でございます。

5月20日に令和6年度市町村合同新規参入就農相談会が開催されまして、守屋農地利用最適化推進委員ほか出席しております。内容につきましては、新規参入希望者等からの相談でございます。

5月29日、令和6年度全国農業委員会会長大会が開催されまして、阿部会長ほか出席しております。内容につきましては、食料・農業・農村基本政策の具体化に向けた

政策提案ほかでございます。

続きまして、その他でございます。

5月23日、農作物盗難被害対策に係る農地パトロールの要請について、相模原北警察署、相模原警察署、相模原南警察署へ阿部会長と私、前田ほかで行ってまいりました。内容につきましては、相模原市内における農作物の盗難被害への対応強化と抑止に関する要請でございます。

5月26日、神奈川つくい農業協同組合第65回通常総代会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、第65期の令和5年度事業報告及び剰余金処分案の承認についてほかでございます。

5月30日、相模原市農業協同組合第61回通常総代会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、令和5年度事業報告及び剰余金処分案の承認についてほかでございます。

会務報告は以上でございますが、5月23日、盗難被害対策に係ります警察への要請について、少し補足させていただきます。

この要請につきましては、市農協の青壮年部からの協力依頼を受けまして、先週の木曜日、23日に市農協と一緒に、北警察と相模原警察、南警察、3つに要請書を提出してまいりました。農業委員会側からは阿部会長、市農協側からは、午前中の相模原北警察と相模原警察には小泉組合長、午後の南警察には井上常務が来られまして、定期的なパトロールの依頼と青地を落とした地図を渡しなが、特に大沢南部の辺り、重点的にパトロールをお願いしたいところを示しながら、要請を行ってまいりました。

警察からは、盗難被害に遭ったら、ぜひ被害届を出してもらいたいという意見や、不審な車、人物を見かけた場合には、ためらわずに通報してほしいといった話がありました。被害はなくても、不審な車、人物を見かけたときには、車のナンバーや人物の特徴をメモして警察に通報していただくことで、警察もそういった内容を蓄積して、その中で盗難があった曜日や時間帯の傾向が分かれば対策も立てやすくなるという話もありましたので、皆様におかれましては、被害届はもちろんのこと、被害がなくても、不審な車、人物を見かけた際には、ぜひ、ためらわずに通報をお願いできればと思っております。そうすることで警察も対応を強化していくことにもつながっていきますし、農業者皆さん全体の利益にもつながっていくということもありますので、ぜひお願いできればと思っております。

また、前回の全員協議会でも農作物の盗難被害に関する周知をお願いしたいという話もありました。今後、農業のうごきや市の広報さがみはらにも盗難防止の単独の記事というより、市内の農業に関するPRの記事に併せて、盗難被害というところも掲載するなど、市の農政課と連携して、記事の載せ方、書き方について工夫した上で、周知、啓発、発信していきたいと思っております。

会務報告については以上です。

議長（阿部会長）

ただいまの報告について、皆様から御発言をいただく前に、私から一つだけ、表面の市関係の(2)の都市計画審議会について、相模原都市計画駐車場(5号相模大野自動車駐車場)の変更(廃止)とありますが、これは相模大野の伊勢丹跡の横にある立体駐車場のことです。廃止となっておりますので壊してしまうのかと思ったところですが、

そうではなくて、要するに、都市計画法上で大型の都市公園というのがありますが、その網を外して通常の市営の立体駐車場にするということです。何が違うかといいますと、要するに、都市計画法で定めたものだと、あまねく、誰もが使えるようなものにするんですが、それを外すことによって、例えば一部企業であったり、住民であったり、契約によって特定の人に貸すことができる、そのようなことで賛成させていただきました。

これから先については、いろいろ質問もさせていただいて、ほかからも出ましたけれども、あの地域で人寄せをするような大型の施設、住居ができたときには、駐車場は整備するというのが条件になってくるという説明を受けたところでございます。

以上です。

それでは、皆さんから御発言がありましたら、お願いします。

17番（藤村委員）

2つあるんですけど、令和6年度市町村合同新規参入就農相談会では、何名くらい来りましたか。

事務局（濱端総括副主幹）

当日、個人で5名、法人が2つ、全部で7件の相談案件があったと報告を受けております。

17番（藤村委員）

では、そこそこの反応があったということですね。

事務局（濱端総括副主幹）

相模原市での就農を考えている方と、まだ就農場所が決まっていないので相談している方と、いろいろな方がいらしゃったということでした。

17番（藤村委員）

もう一つ、相模原市鳥獣等被害対策協議会について、農業委員会からは5名で出席しました。ここにありますように、防止計画の第3期（案）ということで、第2期の計画に基づいた取組をしているのですが、細かい説明は全員協議会の中で、時間を取って報告していいですか。

議長（阿部会長）

そうですね。では、全員協議会の際にお願いします。

ほかに御発言はございませんか。

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程2 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程2 議案第8号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3 - 1004から3 - 1006は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和6年5月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページから3ページを御覧ください。

收受番号3 - 1004は、本農業委員会が4月18日に新規就農者認定した横浜市に住む譲受人が、緑区又野に住む譲渡人の所有する農地を、新たに農業経営を行うために所有権移転をするものです。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は1ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は又野の畑、1筆、634㎡です。今後の作付は、キウイフルーツ、里芋、トマト、ネギなどを予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、申請書の図により、全部効率利用が見込まれます。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が150日、妻及び息子も150日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、收受番号3 - 1005は、緑区青山に住む譲受人が、同じく緑区川尻などに住む7人で共有する譲渡人の農地を、経営規模拡大のため、所有権移転をする申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。案内図の中で白抜き部分、地図でいいますと北側が本案件の申請地になります。南側の斜線部分は、後ほど5条申請の議案で説明します。申請地は長竹の畑、1筆、363㎡です。今後の作付はサツマイモを予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地2筆、760㎡は適切に管理されております。また、譲受人は上野原の実家の田んぼと畑、計8筆、2,667㎡の耕作も手伝っております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が160日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから許可相当と判断しました。

続きまして、收受番号3 - 1006は、緑区青山に住む譲受人が、緑区鳥屋に住む譲渡人の農地を、経営規模拡大のため、所有移転する申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は3ページを御覧ください。申請地は青野原の畑、1筆、400㎡です。今後の作付は白菜を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地1筆、

284㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が160日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

収受番号3 - 1004については、津久井地区担当、大塚優子委員、お願いします。

6番（大塚委員）

5月27日に高城推進委員と見てまいりました。この周辺一帯が畑になっているところで、この方が農業者としてやっていきたいということで今回上がったと思うのですが、随分きれいに管理されていまして、1年間見てまいりましたけれども、畑もきれいに、作物もきちんと計画性を持って作っておられますので、特に問題はないと思います。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号3 - 1005については、津久井地区担当、八木拓美委員、お願いします。

15番（八木委員）

5月27日月曜日に、長谷川推進委員と現地調査に行つてまいりました。地図で見るとおり、下の斜線部分については、この後、5条申請の件で話が出てくると思いますが、この上の畑については、草はまだ少しあったんですけども、ここもきれいになるのではないかなと思われま

す。1点気になったのが、境界はしっかりしていたのですが、この後、下が宅地分譲となった場合に、土の流出とかで近隣の方とうまくやっていただけたらと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号3 - 1006については、津久井地区担当、菱山喜章委員、お願いします。

16番（菱山委員）

5月26日に加藤推進委員と一緒に現地調査に行つてまいりました。事務局の説明のとおり、何ら問題ないし、写真で見てもらうように、現地調査のときも、うなつてある状態です。地図を見てもらうと、道志川の斜面に沿つたところで、細い道路があるんですけど、平成19年に、この土地から少し行つたところが崖崩れで通れなくなつてしまつているので、車の出入りなどは大変かも分からないんですけど、ほかは何の心配もないので、皆様の御審議、よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長（阿部会長）

これより質疑に入ります。

17番（藤村委員）

本議案の3件とも過去の耕作経験面積があまり書かれていないんです。収受番号3 -

1005の方は、手伝いとはいえ、経験があるということで了解はしました。収受番号3-1004の方も申請地が634㎡、これは過去に何らかの形でそこで作業しているということで、経験なしということではないようですが、特に最後の方は、どういう方で、どんな能力でやられるのかというのを聞きたいです。

事務局（伊藤所長）

まず、収受番号3-1004の方は、今回の申請地を今まで譲渡人から農地の管理を任されていて、今回、譲り受けるに当たって、新規就農の認定が必要であり、昨年1年間、大塚委員、菱山委員に農業技術を見ていただきました。なお、この方は、今年の4月に新規就農の認定を受けています。

次に、収受番号3-1006は元農協の職員として、技術的には今までも有されている方で、今回、申請地を取得して農業経営を拡大していくという経過になります。よろしいでしょうか。

17番（藤村委員）

はい、結構です。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第8号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって、日程2議案第8号については、原案のとおり決定いたしました。

日程3 議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程3議案第9号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは4ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-3から4-5及び4-1002は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和6年5月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、5ページを御覧ください。

收受番号4-3は、申請人が所有する大島の農地、2筆、1,215㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。農地区分は第2種農地と第3種農地です。申請理由といたしましては、不動産会社からの要望により、駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、土留め鋼板を設置する計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模原市立大沢小学校の南西約270mです。

続きまして、收受番号4-4は、申請人が所有する麻溝台2丁目の農地、1筆、875㎡を駐車場及び資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、建設会社からの要望により、駐車場及び資材置場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、ブロック3段積み及び万能鋼板を設置する計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は神奈川県立さがみ緑風園の南約140mです。

続きまして、收受番号4-5は、申請人が所有する田名の農地、2筆、1,051㎡を駐車場（敷地の拡張）として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は第1種農地です。申請理由といたしましては、隣接する運送会社からの要望により、駐車場の敷地拡張として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口側を除き、東側及び南側に鋼板単管パイプを設置し、西側は既設RC擁壁を利用する計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は田名バーディーゴルフの南約220mです。

本庁分は以上です。

事務局（伊藤所長）

続きまして、收受番号4-1002は、申請人が所有する緑区寸沢嵐の農地、1筆、208㎡のうち89.7㎡を駐車場として一時転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は7ページを御覧ください。農地区

分は第2種農地です。申請理由としましては、住宅工事業者からの要望により、駐車場として一時使用するためです。転用期間は令和6年10月1日までです。土地区画の明確化としてロープを設置し、雨水については、土のままによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模湖病院の北約250mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号4-3については、緑区担当、山口幸男委員、お願いします。

12番（山口委員）

5月16日に現地を確認してきました。北側と南側は道路で、東側は既に駐車場になっております。西側が一部道路で、かつ、南西側は先月、転用届が出て転用して、今、駐車場の工事をしている場所です。ですから、4面とも農地にも住宅地にも接しておりません。これは全く問題ないと思います。問題が起こるとしたら、駐車場になりますので、車の出入りに注意していただく必要があるかと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号4-4については、志村佳男委員、お願いします。

8番（志村委員）

5月22日に現地確認に行ってみりました。この場所は、先ほど事務局の説明があったように幹線道路沿いでして、両脇に家庭菜園と奥に農地が広がっております。境界も確認できましたし、特に問題ないと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号4-5については、中央区担当の大谷健一委員、お願いします。

13番（大谷委員）

5月19日に見に行ってきました。この辺はほとんど資材置場か駐車場で、今回の計画の隣では畑がありますので、フェンスをすると隣はやれるような状態ではなくなるし、30cmぐらい土盛りをして、その上を駐車場にしますと、荷台が畑側に越境してしまうというのが大方見受けられるので、その辺、お願いしたいとは思っております。よろしく願いいたします。

議長（阿部会長）

收受番号4-1002については、相模湖地区担当、青木齊委員、お願いします。

1番（青木委員）

27日に現地調査いたしました。農地だと思って行ったのが、畑ではなくて草ぼうぼうになっていまして、あれと思ったのですが、自分の土地の一部を使うということなので、境界線もあってないようなものだと思います。別に問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。

收受番号4-5の駐車場の土盛りの関係で、補足説明を事務局にお願いします。

事務局（武信総括副主幹）

こちらにつきましては、西側は既設のRC擁壁、高さにすると40cmぐらいのものをそのまま利用する計画になっていまして、東側は土留め鋼板の単管パイプということなので、高さ40cmほどになりますので、先ほどの心配はないと思います。

また、トラックの駐車につきましても、荷台部分が越境しないように伝えておきます。

13番（大谷委員）

よろしくをお願いします。

議長（阿部会長）

改めまして、これより質疑に入ります。

17番（藤村委員）

收受番号4-4の説明がありました。私、ここはしょっちゅう歩いているんですけども、家庭菜園とはいえ、一応、業務用に大量に生産して、農地として生きている状態なので、駐車場ならまだしも、資材置場として3m、4mの目隠し板みたいなものが立っているんですけど、農地に影響がないようにというようなことは一筆入れたほうがいいのではないですか。

事務局（武信総括副主幹）

こちらにつきましては、2mの万能鋼板を設置すると伺っていますので、南側と西側の農地の所有者から許可を得て設置するようにと伝えてあります。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

17番（藤村委員）

はい。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第9号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程3議案第9号については、原案のとおり決定いたしました。

日程4 議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程4議案第10号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与が制限されますので、16番菱山喜章委員には、恐れ入りますが、御退席をお願いします。

16番 菱山喜章委員 退席

議長（阿部会長）

それでは、日程4議案第10号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは7ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-1003は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和6年5月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、8ページを御覧ください。

收受番号4-1003は、申請人が所有する緑区烏屋の農地、2筆、710㎡を自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、リニア中央新幹線の車両基地建設に伴う収用のため、新たに自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、南側はコンクリートブロック3段から4段及びネットフェンス高さ80cmを、東側は土留め鋼板高さ44cmを、北側はRC擁壁高さ60cm及びネットフェンスをそれぞれ設置します。雨水については浸透ますを設置するとともに、土間コンクリートの駐車場には雨水浸透用のスリットを設け、敷地内浸透とし、汚水については、浄化槽により処理する計画です。申請地は相模原市緑区役所烏屋出張所の北約170mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

津久井地区担当、八木拓美委員、お願いします。

15番（八木委員）

5月25日、中島推進委員と現地調査に行っていました。地図の北側にはリニア関係で移転されている方が6軒だったか、造成が終わって住んでいる方がいらっしゃいまして、今回のこの土地についても、造成がほぼ進むような形で準備がされていまして、境界もしっかりされていました。草も現時点でほとんどなく、許可を待つばかりになっているような状態なので、問題ないかと思われまして、御審議のほど、よろしく願いたい

たします。

議長（阿部会長）

それでは、これより質疑に入ります。

17番（藤村委員）

水路を払下げ見込みとありましたが、水路ってなかなか外せないと思うのですが、これはどうやって外せるのですか。

事務局（伊藤所長）

水路とか赤道、馬入れといっているところの払下げについては、基本的に、その先に第三者で使用している方がいるかないか、まず、そこがポイントになるんですが、今回の申請地については、申請人のところに1本だけ入っている状態ですので、条件としては、そのほか使っている方がいない。現に公図上残っているものですので、市としても、払下げの条件には適合しているという判断で払下げをしているものと認識しております。

17番（藤村委員）

もう一つ、申請人は、多分、半分ぐらいは農機具倉庫みたいに使うのではないかと思いますのですが、そういう場合、宅地になったところを農用地として指定し直すことはできるのでしょうか。

事務局（伊藤所長）

今回は農用地ではございませんから、まず、この土地全体を住宅の敷地として転用するという事で転用許可を行います。その後、ほかのものが必要だということで建物が建てられるのであれば、当然、建築基準法上の建築確認の申請をしてもらうといったことは出てきますが、農業委員会としては、この土地がどういった状態になるのかで許可を出すか出さないかということになりますから、まずは住宅といいますか、それ以前に収用移転が原因で自己住宅として許可を取るということになっていきますので、まずはそこで許可していく。もともとが自宅ですので、その移転先、この後出てきますけれども、会社であったり、倉庫であったり、そういった収用移転も農地転用の許可を出すとしましたら、従前の状況と同じ使い方という形で、今回の収用移転については許可を見ていくということになります。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第10号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程4議案第10号については、原案のとおり決定いたしました。
議事が終了しましたので、16番菱山喜章委員には御着席をお願いします。

16番 菱山喜章委員 着席

日程5 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程5議案第11号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、9ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-1005から5-1016は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和6年5月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、10ページを御覧ください。

收受番号5-1005は、譲受人の株式会社美都住販が、譲渡人が所有する緑区長竹の農地、4筆、837.32㎡の所有権移転を受け、特定建築条件付売買予定地に転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は戻りまして2ページを御覧ください。今回は南側の斜線部分が本案件の申請地となります。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は不動産業を営んでおり、特定建築条件付売買予定地として2区画販売するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック1段から4段及びRC擁壁高さ1mから9.1mを設置し、雨水については雨水浸透ますを設置、汚水については公共下水道を延伸して接続する予定です。申請地は市立串川小学校の北西約300mです。

続きまして、收受番号5-1006は、譲受人の株式会社美都住販が、譲渡人が所有する緑区太井の農地、1筆、280㎡の所有権移転を受け、宅地造成に転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は9ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、譲受人は不動産業を営んでおり、宅地造成して2区画を販売するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック2段を設置し、雨水については、敷地内浸透とする計画です。申請地は市立中野保育園の北東約460mです。

続きまして、收受番号5-1007は、譲受人の株式会社美都住販が、譲渡人が所有する緑区太井の農地、1筆、901㎡の所有権移転を受け、資材置場及び駐車場に転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は同じく9ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、譲受人は不動産業を営んでおり、事業拡大に伴い、新たに資材置場及び従業員用の駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、既存コンクリートブロックを使用するとともに、新たに土留め鋼板高さ1mを設置し、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立中野保育園の北東約460mです。

続きまして、收受番号5 - 1008は、譲受人の日本プラミング株式会社が、貸出人が所有する緑区川尻の農地、3筆、2,591㎡に賃借権を設定し、工所用資材置場及び駐車場に一時転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。農地区分は農用区域内農地です。申請理由としましては、借受人は建設業を営んでおり、申請地付近で神奈川県企業庁発注の排水管改良工事を受注したため、近隣で工所用資材置場及び駐車場を一時的に確保するものです。転用期間については、令和6年10月31日までです。なお、この農地は、今年1月に開催した第23回総会で隣接するカタクリの里事業の来客用駐車場として一時転用許可をしました農地で、カタクリの里事業が終了し、農地復元報告書の提出がなされ、事務局側で耕作可能な状態であることを確認後、今回の申請であることを申し添えます。土地区画の明確化として境杭を設置するとともに、土砂及び資材の流出防止のため、コンパネ高さ40cm及びネットを設置します。雨水については、土のままによる敷地内浸透とします。申請地は市立広田小学校の南西約370mです。

続きまして、收受番号5 - 1009は、譲受人が、譲渡人が所有する緑区吉野の農地、1筆、191㎡の所有権移転を受け、敷地拡張するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は11ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、自己住宅の敷地が手狭なため、敷地を拡張するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、既存コンクリートブロック1段及び4段を使用し、雨水については、アスファルト舗装の駐車場にスリットの浸透排水溝を設けて敷地内浸透とする計画です。申請地は中央自動車道相模湖インターチェンジ入口の南西約140mです。

続きまして、收受番号5 - 1010は、譲受人が、譲渡人が所有する緑区鳥屋の農地、1筆、64㎡の所有権移転を受け、敷地拡張するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は12ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、自己住宅の敷地が手狭なため、敷地を拡張するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック1段を使用するとともに、土留め鋼板高さ40cmを設置し、雨水については、駐車場部分は砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模原市緑区役所鳥屋出張所の北東約1,600mです。

続きまして、收受番号5 - 1011は、譲受人が、譲渡人が所有する緑区鳥屋の農地、1筆、302㎡の所有権移転を受け、自己住宅にするための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は同じく12ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は実家に住んでおり、手狭なため、新たに自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック1段及び土留め鋼板高さ80cmを設置し、雨水については、駐車場部分は砂利敷きによる敷地内浸透、汚水については浄化槽により処理する計画です。申請地は相模原市緑区役所鳥屋出張所の北東約1,600mです。

続きまして、收受番号5 - 1012は、譲受人の有限会社神津土地が、譲渡人が所有する緑区鳥屋の農地、1筆、370㎡の所有権移転を受け、特定建築条件付売買予定地にするための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内

図は同じく12ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は不動産を営んでおり、特定建築条件付売買予定地として1区画販売するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、既存コンクリートブロック1段を使用し、雨水については、駐車場部分は砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模原市緑区役所鳥屋出張所の北東約1,500mです。

続きまして、收受番号5-1013は、譲受人の有限会社神津土地が、譲渡人が所有する緑区鳥屋の農地、1筆、876㎡の所有権移転を受け、特定建築条件付売買予定地にするための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は13ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は不動産を営んでおり、特定建築条件付売買予定地として1区画販売するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、既存の石積み擁壁を使用するとともに、コンクリートブロック1段及び土留め鋼板高さ80cmを設置し、雨水については敷地内浸透とする計画です。申請地は相模原市緑区役所鳥屋出張所の北東約1,100mです。

続きまして、收受番号5-1014は、譲受人が、譲渡人が所有する緑区鳥屋の農地、6筆、996㎡の所有権移転を受け、自己住宅にするための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は14ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人はリニア中央新幹線の車両基地の建設に伴う収用のため、新たに自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、土留め鋼板高さ30cmを設置し、雨水については敷地内全体を砕石敷きによる敷地内浸透、汚水については浄化槽により処理する計画です。申請地は相模原市緑区役所鳥屋出張所の北東約1,400mです。

続きまして、收受番号5-1015は、譲受人の飯田服飾工業株式会社が、譲渡人が所有する緑区鳥屋の農地、3筆、912.61㎡の所有権移転を受け、事務所兼工場にするための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は同じく14ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は服飾等の製造業を営んでおり、リニア中央新幹線の車両基地建設に伴う収用のため、新たに事務所兼工場を建築するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、既存の石積み擁壁を使用するとともに、土留め鋼板高さ30cmを設置し、雨水については、敷地内全体を砕石敷きによる敷地内浸透、汚水については浄化槽により処理する計画です。申請地は相模原市緑区役所鳥屋出張所の北東約1,400mです。

続きまして、收受番号5-1016は、譲受人のブレン・エー有限会社が、譲渡人が所有する緑区鳥屋の農地、2筆、794.83㎡の所有権移転を受け、倉庫にするための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は同じく14ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は中古車販売業を営んでおり、リニア中央新幹線の車両基地の建設に伴う収用のため、新たに倉庫を建築するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化として境界杭を設置し、雨水については、敷地内全体を砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模原市緑区役所鳥屋出張所の北東約1,100mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5 - 1005については、津久井地区担当、八木拓美委員、お願いします。

15番（八木委員）

先ほどの3条申請のすぐ下の土地ですけれども、5月27日に長谷川推進委員と現地調査に行っていました。境界も石がきちんと打ってありまして、明確になっています。この土地の転用自体は全く問題ないと思うのですが、1つに気になったのが、すぐ脇の部分が上に上っていくような、少し傾斜になっているのですけれども、農道というわけではないですが、現状、道のように使われているような部分がありまして、今回の申請のあった土地の右側に、一生懸命農業をされている方が当日もいらっしやっただので、その部分に留意して工事などをしていただけたらなと思います。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5 - 1006及び1007については、津久井地区担当、大塚優子委員、お願いします。

6番（大塚委員）

5月27日に高城推進委員と一緒に現地の確認に行っていました。申請どおり、特に問題はないと思います。随分、畑として使われていなくて、所有者も都内に住んでおりますので、やむを得ない場所だと思います。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5 - 1008については、城山地区担当、西東邦雄委員、お願いします。

14番（西東委員）

27日に現地確認をしてみました。先ほど事務局でも説明がありましたように、1月の総会でも一時転用として申請があった場所ですけれども、写真の水たまりは、多分、たまたま雨が降ってすぐ後だと思います。日頃はもっと乾いた平地になっております。特に問題はないかと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5 - 1009については、藤野地区担当、加藤正博委員、お願いします。

3番（加藤委員）

5月27日に天野委員と一緒に確認してきました。建物の左側の白いところがありますけど、少し傾斜になっていますが、別に問題ないと思いますので、よろしく願いします。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5 - 1010から1016については、津久井地区担当、菱山喜章委員、お願いします。

16番（菱山委員）

5月25日に中島推進委員と一緒に現地調査に行ってきました。

收受番号5 - 1010に関しては、転用の形がいびつなような感じもしますが、地図を見てもらうと、白抜きの畑の部分は地主が売らないところなので、このような形になったということですが、事務局の説明のとおり何も問題ないので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

続いて、收受番号5 - 1011ですけど、事務局の説明のとおり、收受番号5 - 1010の借受人の次男が家を建てるということで何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、收受番号5 - 1012については、この敷地は三方が道路になっていまして、北側に家が1軒あるのですが、そこがちょうどコンクリートブロックになっていますので、隅切りはありますが、場所にとっては何ら問題ないと思うので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

続いて、收受番号5 - 1013については、道路に対して少し高いところに1.5mぐらい石積みがありまして、その上段の申請地になるわけですが、入口もセットバックしてつくるようで何ら問題ないと思いますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、收受番号5 - 1014については、リニア中央新幹線の収用に伴い、借受人の自宅の造る場所になるので、地図を見てもらいますと、馬石橋と書いてあるところが県道になりまして、そこから進入路があるのですが、進入路の右側の空白になっている場所は元の地主の建物があつた場所なので、そこを含めて入口が道路になりまして、その奥の畑になるわけです。工事に対しても支障がなく何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、收受番号5 - 1015については、工場が収用になるので、県道沿いに建てるということで、隣の家との境は石積みになっていますので、何ら問題ないと思います。よろしく願いいたします。

最後、收受番号5 - 1016ですけど、收受番号5 - 1014、1015の借受人の長男でありまして、同じ敷地内でブレン・エーという中古車販売をやっていますので、その代替の形になります。地図を見てもらうと、5 - 1016と收受番号が書いてありますが、ここは昔、宅地でした。そこも付随して一緒に利用して倉庫を建てるような形なので、何ら問題ないと思います。御審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（阿部会長）

これより質疑に入ります。

御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第11号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程5 議案第11号については、原案のとおり決定いたしました。

日程6 議案第12号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続いて、日程6議案第12号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、15ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第12号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号6-1010から6-1012は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和6年5月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、16ページから17ページを御覧ください。

整理番号6-1010は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は15ページを御覧ください。契約期間は5年7か月で、件数は1件、1筆、1,438㎡です。

続きまして、整理番号6-1011は、今年の3月8日に本農業委員会で新規就農者認定を行った借受人が新たに利用権を設定するものです。案内図は16ページを御覧ください。契約期間は4年7か月、件数は1件で3筆、面積は1,166.55㎡です。

続きまして、整理番号6-1012は、解除条件付法人である借人が新たに利用権を設定するものです。案内図は17ページを御覧ください。契約期間は4年7か月、件数は1件で2筆、面積は2,419㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

17番（藤村委員）

整理番号6-1012の方、事務局で何か情報はありますか。

事務局（伊藤所長）

こちらは都内で既に同じく解除条件付で農地を借りられている法人です。

17番（藤村委員）

耕作面積が0㎡と書いてあるので、経験があるということでしょうか。

事務局（伊藤所長）

これについては相模原市内での耕作面積のことになりますから、0㎡にはなりません。東京都の農業会議から紹介を受けて、農業委員会に話が来たときには、ここの土地でということ、農地は決められて話がきました。当初は買いたいということでしたが、農地所有適格法人の要件は満たされていないので、まずは解除条件付で入られたらどうですかということ、今回の利用権設定となりました。

17番（藤村委員）

農地所有適格法人の資格は、どこが足りなかったのですか。

事務局（伊藤所長）

要件はまだ持っていない状態です。要件というのは、まず、この法人の収益のうち、過半以上が農業収入によらなければ農地所有適格法人には該当しないです。別の収益で会社が運営している状態ですので、その部分が農地所有適格法人には合致しないので、買うことはできません。けれども農作物を生産して販売したいということがあったので、それであれば市と所有者との三者協定を結んで、解除条件で入られたらどうですかということで、今回、利用権設定の運びになりました。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですね。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第12号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長（阿部会長）

挙手多数。

よって日程6議案第12号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第13号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続いて、日程7議案第13号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、18ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第13号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号6-14から6-25は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和6年5月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、19ページから21ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川農業会議が所有者から農地を借入れ、耕作者に貸し出すための利用権を設定するものです。本庁管内の12件のうち、新規分は整理番号6-14から6-16までの3件、4筆、1,829㎡です。新規分については、案内図18ページを御覧ください。

更新分は整理番号6-17から6-25までの9件、15筆、15,542㎡で、耕作者変更に伴う申請です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第13号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程7議案第13号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 8 議案第 1 4 号 令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の

推進の状況その他事務の実施状況の公表及び

令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 8 議案第 1 4 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

それでは、22 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 1 4 号 令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について。農業委員会等に関する法律第 37 条に基づき、令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表並びに令和 6 年度最適化活動の目標の設定等を決定し、公表するものとする。令和 6 年 5 月 31 日提出。相模原市農業委員会会長。

続きまして、23 ページから 31 ページを御覧ください。

議案第 1 4 号については、既に 4 月開催の全員協議会でお示ししている内容でございます。令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表につきましては、23 ページから 28 ページでございまして、担い手への農地の集積や遊休農地の発生防止、解消への取組等を取りまとめたものでございます。

また、令和 6 年度最適化活動の目標の設定等につきましては、29 ページから 31 ページを御覧ください。30 ページの 1 の最適化活動の成果目標の（1）農地の集積ですが、この目標について、現状 10.5% の集積率を今年度末までに 11.3% にすることを目標として設定しております。

（2）の遊休農地の解消ですが、令和 3 年度の 110 ヘクタールの遊休農地に対して、緑区分の遊休農地の解消目標面積が 5 分の 1 の面積となる 22 ヘクタールを設定することとなっております。

31 ページの（3）新規参入の促進ですが、令和 3 年度から 5 年度の権利移動面積の平均となる 141 ヘクタールを基にした目標設定となっております。

また、2 の最適化活動の活動目標、（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、月 6 日を設定しております。

（2）活動強化月間の設定目標ですが、設定回数を 3 回としまして、最適化活動の 3 つの項目について、それぞれ設定しております。一番上の項目となる新規参入の促進についての取組時期ですが、市町村別就農相談会を主催するかながわ農業アカデミーから、5 月に開催する旨、通知があり、この相談会には、今回、津久井管内の推進委員 1 名に御出席いただいております。

なお、この議案について、本日の総会で御承認いただいた後には、農業委員会等に関する法律第 37 条に基づき、市ホームページ等に公表するとともに、県を通じて関東農政局に報告する予定となっております。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第14号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程8議案第14号については、原案のとおり決定いたしました。

日程9 議案第15号 農地利用最適化推進委員の辞任について

議長（阿部会長）

続いて、日程9議案第15号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

それでは、32ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第15号 農地利用最適化推進委員の辞任について。令和6年5月31日付をもって、相模原市農地利用最適化推進委員を辞任したい旨の願いが相模原市農業委員会会長あてに提出されたので、農業委員会等に関する法律第23条の規定により同意するものとする。辞任しようとする者、氏名、栗山正明、担当区域、南区、辞任の理由、一身上の都合。令和6年5月31日提出。相模原市農業委員会会長。

本案件は、南区担当の栗山正明農地利用最適化推進委員から、一身上の都合により辞職願が会長に提出されたことに伴うものです。農業委員会等に関する法律第23条では、農業委員会の同意を得て辞任することができるものと規定されておりますことから、その同意を得るために提案するものでございます。よろしく御決定くださいますようお願いいたします。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第15号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程9議案第15号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 0 報告第 6 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明に
ついて

日程 1 1 報告第 7 号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地
利用状況の報告について

日程 1 2 報告第 8 号 特定農地貸付け承認をした市民農園の一部変
更について

日程 1 3 報告第 9 号 特定農地貸付け承認をした市民農園の廃止に
ついて

日程 1 4 報告第 1 0 号 非農地証明書の発行について

日程 1 5 報告第 1 1 号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対す
る調査結果の報告について

日程 1 6 報告第 1 2 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報
告について

日程 1 7 報告第 1 3 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告に
ついて

議長（阿部会長）

続きます。報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員から質疑のあった案件のみとします。

初めに、事務局、補足説明はありますか。

事務局（武信総括副主幹）

報告第 7 号につきまして、補足説明いたします。36 ページを御覧ください。

こちらの Q o b b e 合同会社につきましては、農地所有適格法人ではない法人として、令和 5 年 5 月 2 日から新規に利用権設定を受けた法人になりまして、そのために今回が初回の報告となるため、報告書の期間は 5 月 2 日から 1 2 月 3 1 日となっています。こ

こちらの法人がキャッサバを作付する経緯に至りましては、借りた農地が土の入替えを行っていたようで、肥料が不足している状況だったことから、肥料が少ない土壌でも成育できる作物として、現在、キャッサバを植えております。

次の39ページを御覧ください。こちらの三都物産につきましては、御存じの方もいると思いますが、主に多摩動物公園用の飼料として牧草を栽培している関係上、25,000㎡から成る農地を利用しているという形になっております。

以上です。

議長（阿部会長）

ほかに、皆様から御発言はございますか。

17番（藤村委員）

先の説明のQ o b b e 合同会社、キャッサバで、何か面白いなと思ったんですよ。将来的には、土地が肥えてきたら別のものをやるという話ですか。

事務局（武信総括副主幹）

今後はカボチャを生産していくという説明を受けております。

17番（藤村委員）

キャッサバって、とろうと思うと物すごい量がとれるので、ちなみに計算してみたら、結構いい商売になりそうで面白いなと思ったんですが、カボチャに変えるのですか。

事務局（武信総括副主幹）

半分半分でやると聞いております。

12番（山口委員）

報告第6号の買取り申出事由に故障とあるんですけども、これは具体的にどういうことでしょうか。

事務局（濱端総括副主幹）

買取り申出事由の故障ですが、市に買取り申出をすることができる事由の1つとして、死亡以外に、身体的な故障により農業に従事することが不可能となった場合も認められています。

12番（山口委員）

分かりました、体の故障ですね。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

よろしいですか。

それでは、以上で日程10報告第6号から日程17報告第13号を終わります。

以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第28回総会は、令和6年6月28日金曜日午後1時30分から開催する予定です。開催場所は市民会館3階第1大会議室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第27回総会を終了いたします。